

# ~~日 ASEAN~~みどり脱炭素海外展開コンソーシアム設置規則

令和6年3月1日制定  
令和6年4月1日改正  
令和7年6月4日改正

## 第1 趣旨

気候変動による農林水産業への影響が拡大する中で、アジアモンスター  
ン地域における持続可能な農業・食料システムの構築に向けて、令和5  
年10月に開催された日 ASEAN 農林大臣会合において、「日 ASEAN みどり  
協力プラン」が採択された。また、令和6年12月には、強靭かつ持続  
可能で生産性の高い農業の実現に向けた我が国とグローバルサウス諸  
国の協力のための「グローバルみどり協力プラン」が策定・公表された。  
さらに、令和7年5月には、アジア・アフリカ・中南米地域を対象に氣  
候変動緩和技術の実装を促進するため、「農林水産分野 GHG 排出削減技  
術海外展開パッケージ」が取りまとめられた。

これら本プランに定められた取組を支援し、アジアモンスーン地域をはじめとした世界各国における脱炭素プロジェクトの形成・実行及び将来的な JCM（二国間クレジット制度）への発展を後押しするため、「且 ASEANみどり脱炭素海外展開コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

## 第2 活動

コンソーシアムは、以下の活動を実施する。

- (ア) 脱炭素プロジェクトの形成・実行に関する情報の共有
- (イ) 日本国内及び世界各国のパートナーとのマッチング
- (ウ) コンソーシアムの活動の成果の発信
- (エ) その他コンソーシアムの趣旨に即した活動

## 第3-2 構成

- (1) コンソーシアムの構成員のうち関係省庁及び機関（以下「関係省庁等構成員」という。）は、第1に掲げる趣旨に賛同し、第2に掲げる活動に協力する意思を有する法人・団体等とし、別紙のとおりとし、関係省庁等構成員以外の構成員は、事務局において別途名簿を取りまとめ公表する。関係省庁については、オブザーバー扱いとする。
- (2) 関係省庁等構成員以外の構成員として入会しようとする者は、事務局の指定する方法で申し込むことにより入会することができる。

(3) 構成員は、以下の事項を事務局に届け出ることにより、退会することができる。

- (ア) 退会しようとする者の名称
- (イ) 退会の理由
- (ウ) 届出の年月日

#### 第4-3 事務局

コンソーシアムの事務局は、~~関係省庁等構成員の協力を得て、農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループが担当する。~~

#### 第5-4 除名

構成員が次のいずれかに該当するに至ったときは、事務局の判断により当該構成員を除名することができる。

- (1) コンソーシアムの名誉を傷つけ、又はその趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

## 第65 総会

- (1) 総会は、構成員の要請に応じて、事務局が招集する。
- (2) 総会において、事務局が必要と認めるときは、構成員以外の省庁、企業法人・団体、有識者等に出席を要請することができる。

## 第76 設置規則の変更及び解散

- (1) 本設置規則は、総会に出席した構成員の過半数の賛成をもって変更することができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、別紙に掲げる関係省庁等構成員の追加等の設置規則の軽微な変更については、事務局の判断で実施することができる。事務局は、設置規則を変更した場合は、総会で内容を報告する。
- (3) コンソーシアムは、総会に出席した構成員の3分の2以上に当たる多数が賛成した場合は、解散する。

# 「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」について

令和7年6月

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ

## 1. 経緯

令和6年3月、「日 ASEAN みどり協力プラン」に基づく取組の一環として、アジアモンスーン地域における脱炭素プロジェクトの形成・実行及び将来的な JCM への発展を目的とした「日 ASEAN みどり脱炭素コンソーシアム」を設立。

今般、本年 11 月の国連気候変動枠組条約第 30 回締約国会議(COP30)を見据え、我が国が有する食料安全保障に資する温室効果ガス(GHG)排出削減技術の海外展開を後押しするため、「農林水産分野 GHG 排出削減技術海外展開パッケージ(通称:MIDORI∞INFINITY、ミドリ・インフィニティ)」を取りまとめたところ。

ミドリ・インフィニティの実行ツールとして、我が国企業と国内外のパートナーとのマッチングを図り、二国間クレジット制度（JCM）にもつながる脱炭素プロジェクトの形成を推進するため、「日 ASEAN みどり脱炭素コンソーシアム」を発展的に改組することにより、「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を設立し、取組の対象地域を、アジアモンスーン地域のみならず全世界に拡大する。

## 2. コンソーシアムの活動内容

- (1) 脱炭素プロジェクトの形成・実行に関する情報の共有
- (2) 日本国内及び世界各国のパートナーとのマッチング
- (3) コンソーシアムの活動の成果の発信
- (4) その他コンソーシアムの趣旨に即した活動

### 3. コンソーシアムの設立に伴う新規構成員

コンソーシアムの設立に伴い、ミドリ・インフィニティの策定に当たり意見交換会等を通じて協力いただいた法人が新たに構成員として参画します。

- ・国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所(予定)
- ・国立研究開発法人水産研究・教育機構
- ・公益財団法人地球環境センター
- ・公益財団法人国際緑化推進センター
- ・味の素株式会社
- ・株式会社エス・ディー・エスバイオテック
- ・株式会社 NEWGREEN

## 4. コンソーシアムへの入会

### (1) 対象

コンソーシアムの趣旨に賛同し、その活動に協力する意思を有する法人・団体等

### (2) 入会方法

農林水産省ウェブサイトに掲載する入会フォームに必要事項を記入（隨時受付）。事務局で内容確認後、登録完了のメールをお送りします。

※ 入会フォームの QR コードを休憩時間に前方スクリーンに表示するとともに、会場内にも掲示しております。